

Weekly Report

第586号
令和3年1月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

4月から総額表示(税込価格)が必要に
本年3月末に消費税転嫁対策特別措置法が失効することに伴い、4月から消費者に対する価格表示は、税込価格の表示(総額表示)が必要となります。

◆総額表示義務の特例は3月末まで

平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法において、消費者に表示する価格が「本体価格(税別)」などのように税抜価格であることを明示している場合は、税込価格を表示しなくてもよいとする総額表示義務の特例が設けられています。

同法が本年3月末に失効することから、値札や広告などにおいて税抜価格のみを表示している場合、4月以降は税込価格を表示する必要があります。なお、税込価格が明瞭に表示されれば、税抜価格や消費税額を併せて表示することも可能です。

◆Q & A

Q. 総額表示義務の対象となるのは?

A. 総額表示は、「事業者が不特定かつ多数の者に、あらかじめ販売する商品等の価格を表示す

る場合」を対象に税込価格の表示を義務付けるものです。そのため、一般的な事業者間取引における価格表示は、総額表示義務の対象にはなりません。

Q. 総額表示の具体的な表示方法は?

A. 例えば、税込価格11000円(消費税率10%)の商品の場合、「11000円(税込)」や「11000円(うち消費税額等1000円)」、「11000円(税抜価格10000円)」などが認められます。

Q. 税抜価格を併記する場合の注意点は?

A. 税込価格を明瞭に表示する必要があります。文字の大きさなどを変えて税抜価格をことさら強調し、消費者に誤認を与える場合は認められません。

納税の特例猶予の対象期間について

新型コロナの影響により売上が減少し、納税が困難である事業者に対して、無担保・延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられていますが、令和2年11月末までに国税は25万521件(税額は約1兆576億円)、地方税は22万7755件(約2982億円)が適用を受けています。

この特例猶予は、本年2月1日までに納期限が到来するものが対象となっており、申請期限も原則として同日までとなります。

なお、2月2日以後に納期限が到来するものや、特例猶予を受けた方で猶予期限までに納付が困難な場合は、従来の猶予制度(換価の猶予又は納税の猶予)を受けられる場合があります。

確定申告会場は入場整理券が必要

令和2年分確定申告のために税務署等の確定申告会場に行く場合、会場への入場は入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は各会場で当日配付されますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
なお、入場時は検温が実施され、37.5度以上の発熱がある場合などは入場できません。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」および「新型コロナに伴う固定資産税の減免申請」の提出期限は2月1日(月)。